

これまでに指摘してきた様に、団地街の設計には周囲への十分な配慮が必要であるが、その必要は街区だけでなく、住棟そのものにも必要なことが強調される。



写真9 通学路の横は、コンクリートの大きな壁であった。

(2) 第2事件発生地点＝小学3年女児刺傷事件現場の空間的問題点

ア. 定常的な人気の無さ（空間の相対的な脆弱性＝Point7）

本事件は、市街地幹線道路脇に設けられた歩道で発生した。道路の両脇に歩道が設置されていたが、片側は団地街、その反対側は脇に公園のある歩道となっていた（写真2参照）。事件は公園の在る側で発生した。

加害少年が、団地街ではなく、公園側の歩道を選択した背景には、公園側には住民の定常的な視線が存在しない、それは事件を発見された時に追跡される危険性がより低い、逆に言えば未咎められ追跡されるその可能性が公園側「より低い」という配慮が加害少年に働いたことは、ほとんど24時間人気のない公園空地に接してみれば十分にうかがい知れる（写真10）。



写真10 ほとんど管理されていない公園。調査者たちが訪れた時、公園内の大きなコンクリート管の中で、授業中にも関わらず少年が一人寝ていた。

即ち、本事件を含むこの種の事件は、加害者がやる気になったのを止めるることは非常に不可能であるが、そのやる気は「相対的に選択的に決定される」ということである。どの様に強化された空間であろうと、より強化された空間が出現することによって、空間の脆弱性は高まり、犯罪発生の危険性は高まる。本事件の発生は、こうした空間の犯罪現場化の機構の存在を明らかにする。

この種の犯罪現場化を防止するのは、非常に困難であるが、「周囲に防犯的視点から強固な施設設備が生じた時には、その周縁空間は逆に脆弱化してしまう」ことが明らかであるならば、強固な施設設備を設置したものは、周縁空間の相対的脆弱化に対し注意や警告さらには共同しての強化に責任を持つことが必要であろう。

そういう意味で、本事件現場の反対側団地街の設計関係者は、向い合った公園側の歩道の強化に責任を持って対応すべきであった、といえる。

イ. 歩道の幅員の狭さ（回避行動の制限=Point 8）

先の第1事件と同様、歩道の幅員はおよそ2m強程でしかなく、不